

別表2 支給基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考	
上腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。</p>	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。		
	作業用	<p>ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>			
	能 動 式	ハン ド 型 手 部 付			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手부는、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>
		フ 手 ッ 部 ク 付 付			<p>手부는、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>
	電動式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ			

		<p>必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</p>		
肩義手	装飾用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>		
	作業用	<p>肩継手は、必要に応じ固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>		
	能動式 普通用	ハ 手 部 付 型	<p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くと き肩継手が動かぬようにすること。</p> <p>外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>	
		フ 手 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>	
	能動式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 部 付 型	<p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</p> <p>肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</p> <p>その他は能動式普通用と同じ。</p>	
		フ 手 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>	
	電動式	上腕義手電動式と同じ。		

肘義手	装飾用	上腕義手装飾用と同じ。	
	作業用	幹部は、作業種目を考慮したものとする。 その他は上腕義手作業用と同じ。	
	能動式	上腕義手能動式と同じ。	
	電動式	上腕義手電動式と同じ。	
前腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</p> <p>切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>	
	作業用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>	
	能動式	長ハ断ン端ド用型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。
		中ハ断ン端ド用型	<ul style="list-style-type: none"> 中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。
中フ断ッ端ク			

	用 型	コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。	
	短 断 端 用 型	肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。	
	短 フ 断 ツ ク 端 用 型		
	電 動 式	上腕義手電動式と同じ。	
手 義 手	装 飾 用	前腕義手装飾用と同じ。	
	作 業 用	前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式	前腕義手能動式長断端用と同じ。	
	電 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。 操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。	
手部義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
	電 動 式	手義手電動式と同じ。	
手指義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常 用 普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	大腿短断端を含む。

		<p>必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。</p> <p>回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。</p> <p>アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。</p> <p>運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。</p>	
	カナダ式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。</p> <p>歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。</p> <p>アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。</p> <p>両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用普通と同じ。</p>	
大腿義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	差込吸着式を含む。

		<p>必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。</p> <p>SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作 業 用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度を持たせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝 義 足	常 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包</p>	

			むこと。		
	作	業	用		
			耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。		
下腿義足	常	用	普 通 (軽便 式を含 む)	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>	
			P T B 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>	タイム切断を含む。
			P T S	<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで義足を懸垂させること。</p>	

		式	採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。	
		K B M 式	義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はFAJALの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はPTS式と同じ。	
		T S B 式	ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。 その他はPTB式と同じ。	
	作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果義足			アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	ピロゴフ切断を含む。
足根中足 義足	鋼板入り		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	
	足袋式		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	

	<p>ること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>	
下腿部支持式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定するコトによって行われるので、適合に十分に留意すること。</p>	
足指義足	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	

(注)

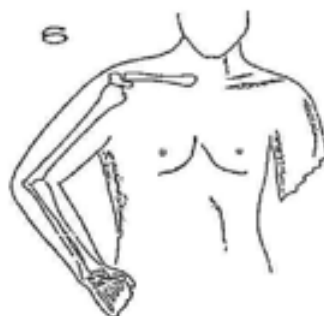
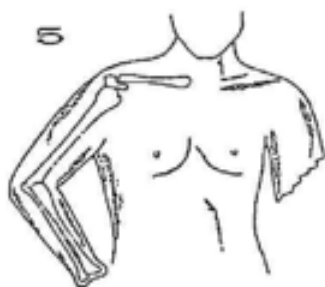
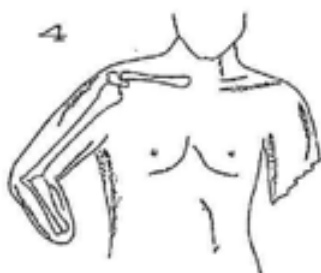
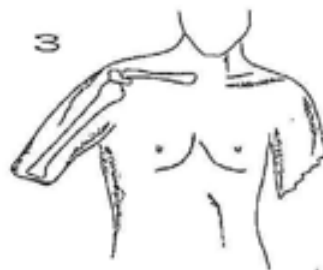
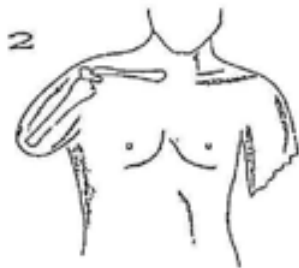
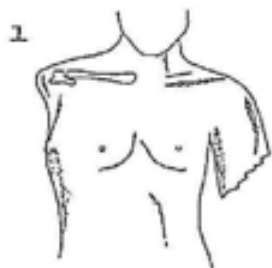
- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。

ア 基本工作法

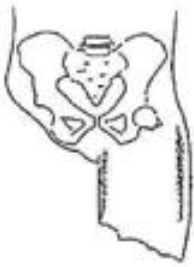
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保（電動式） 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整（電動式）、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義手



B 義足



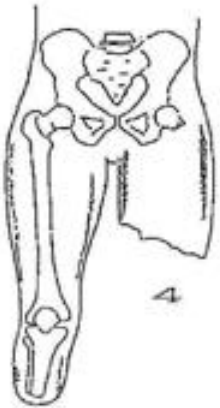
1



2



3



4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作 業 用	36,200	
		能 動 式	48,200	
		電 動 式	85,900	
	A-2	装 飾 用	38,500	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作 業 用	38,500	
		能 動 式	45,200	
電 動 式		79,400		
A-3	装 飾 用	35,100	吸着式は、28,000円増しとすること。	
	作 業 用	35,100		
	能 動 式	40,700		
	電 動 式	71,800		
A-4	装 飾 用	34,100	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。	
	作 業 用	34,100		
	能 動 式	35,800		
	電 動 式	63,300		
A-5	装 飾 用	30,900		
	作 業 用	30,900		
	能 動 式	35,200		
	電 動 式	61,900		
A-6	装 飾 用	11,800		
	作 業 用	11,800		
	能 動 式	17,900		
	電 動 式	31,600		
A-7	装 飾 用	9,450		
	作 業 用	13,800		
義 足 用	B-1	受 皿 式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	110,500	
	B-2	差 込 式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、53,700円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	119,600	
		吸 着 式	166,000	
	B-3	差 込 式	70,400	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	92,200	
		吸 着 式	138,600	

B-4	差込式	57,500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	P T B 式	81,800	
	P T S 式	98,100	
	K B M 式	100,900	
	T S B 式	81,800	
B-5	差込式	46,700	
	有窓式	70,400	
B-6	足袋式	24,500	
	下腿部支持式	70,400	
B-7		18,800	

(注)

- 1 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂（電動式）	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂（電動式）	6,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂（電動式）	15,200	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂（電動式）	7,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	13,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂（電動式）	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,050	
		熱可塑性樹脂（電動式）	5,550	
	A-4	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱硬化性樹脂（電動式）	14,800	
		熱可塑性樹脂	4,950	
		熱可塑性樹脂（電動式）	5,450	
A-5	アルミニウム、セルロイド	10,900		
	皮 革	9,400		
	熱硬化性樹脂	13,700		
	熱硬化性樹脂（電動式）	14,100		
	熱可塑性樹脂	7,100		
	熱可塑性樹脂（電動式）	7,600		
A-6	セルロイド	8,900		
	皮 革	9,150		
	熱硬化性樹脂	11,100		
	熱硬化性樹脂（電動式）	11,500		
	熱可塑性樹脂	6,950		
	熱可塑性樹脂（電動式）	7,350		

	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,100 4,150 3,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。
	B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	12,700 10,900 23,300 25,300 10,800	エアクッションソケットは、12,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
	B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 21,200 10,300	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使用材料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A-2	皮 革	4,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
皮革・軟性発泡樹脂	7,750			
A-3	皮 革	4,150		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4,650		
皮革・軟性発泡樹脂	7,750			
A-4	皮 革	4,050		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4,650		
皮革・軟性発泡樹脂	7,500			
A-5	皮 革	4,050		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4,650		
皮革・軟性発泡樹脂	7,500			
義 足 用	B-1	皮 革	7,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B-2	皮 革	5,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,950	
皮革・軟性発泡樹脂	7,000			
皮革・フェルト	9,700			
シリコーン	44,000			
B-3	皮 革	6,050		
	軟 性 発 泡 樹 脂	5,100		
皮革・軟性発泡樹脂	9,650			
皮革・フェルト	10,700			
シリコーン	47,400			
B-4	皮 革	4,450		
	軟 性 発 泡 樹 脂	4,750		
皮革・軟性発泡樹脂	7,200			
皮革・フェルト	8,350			
シリコーン	37,900			
B-5	皮 革	4,700		
	軟 性 発 泡 樹 脂	7,600		

	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
B-6	皮	3,000	
	革	4,700	
	(下腿部支持式)		
	軟性発泡樹脂	3,400	
	軟性発泡樹脂	7,600	
	(下腿部支持式)		
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
B-7	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
	(下腿部支持式)		
	皮	2,300	
	革	2,700	
	軟性発泡樹脂	4,650	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式 作 業 用	肩 部		9,000	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 25,000	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10,200 20,600	
	作 業 用 (幹部使 用)	上 腕 部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。
		前 腕 部		10,200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限 ること。
	電 動 式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上 腕 部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前 腕 部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300	
	義 足 用	常 用 作 業 用	股 部		11,000
大 腿 部			木製	32,700	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	33,000 34,200	
			下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 29,900 33,600
足 部			軟性発泡樹脂	15,300	
作 業 用 (鉄脚 使用)		大 腿 部		62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。
		下 腿 部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限 ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
8字ハーネス一式		8,300		
9字ハーネス一式		5,350		
たわみ式肘継手(一組)		2,600		
前方支持バンド		2,600		
	上腕カフ(三頭筋パッド)	5,400		
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	16,100	価格は、1本当たりのものであること。
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	
		肩吊り帯	6,750	
		腰バンド	9,300	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	
	下腿義足用	腰バンド	9,300	
		横吊帯	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
P T B カフベルト一式		9,250		
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。				

(オ) 外装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,900	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	2,100	
上 腕 部	上 腕 部	皮 革	6,050	
		プラスチック	15,700	
		塗 装	1,850	
前 腕 部	前 腕 部	皮 革	5,900	
		プラスチック	12,300	
		塗 装	1,950	
義 足 用	股 部	皮 革	10,800	
		プラスチック	17,800	
		塗 装	3,450	
	大 腿 部	大 腿 部	皮 革	
プラスチック			15,900	
塗 装			3,100	
下 腿 部	下 腿 部	皮 革	8,050	
		プラスチック	13,800	
足 部	足 部	塗 装	2,750	
		表 革	5,400	
		裏 革	3,700	
		塗 装	3,550	
		リアルソックス	1,100	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考	
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。	
		作 業 用	3		
		能 動 式	3		
		電 動 式	3		
	肩 義 手	装 飾 用	4		
		作 業 用	3		
		能 動 式	3		
		電 動 式	3		
	肘 義 手		3		
		前 腕 義 手	3		
	手 義 手		3		
		手 部 義 手	装 飾 用		1
	手 指 義 手		作 業 用		2
			電 動 式		3
		装 飾 用	1		
		作 業 用	2		
			4		
			3		
義 足	股 義 足		4		
			3		
	大 腿 義 足	常 用	3		
		吸 着 式	5		
	膝 義 足	作 業 用	3		
		常 用	3		
		作 業 用	2		
	下 腿 義 足		2		
	果 義 足		2		
	足 根 中 足 義 足	鋼 板 入 り	2		
		足 袋 式	1		
	下 腿 部 支 持 式	2			
足 指 義 足		1			

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」</p> <p>2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	T S B 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。	
(注)				
1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。				
2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。				
3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。				

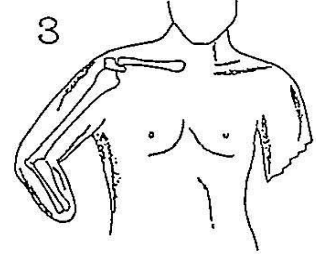
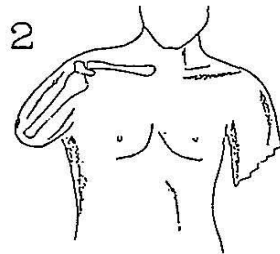
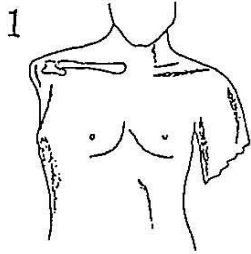
4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

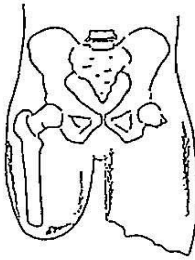
A 義手



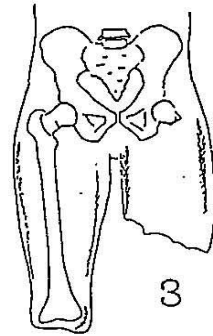
B 義足



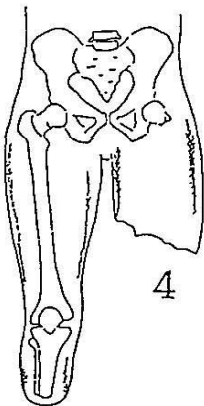
1



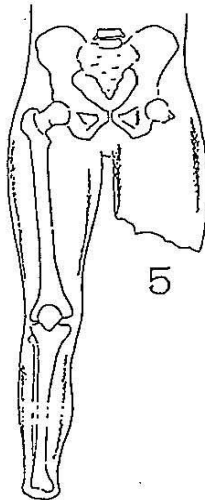
2



3



4



5

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	38,500	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	34,100	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カ ナ ダ 式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	119,600	
		吸 着 式	166,000	
	B-3	差 込 式	70,400	
		ラ イ ナ ー 式	92,200	
		吸 着 式	138,600	
	B-4	差 込 式	57,500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
		P T B 式	81,800	
		P T S 式	98,100	
K B M 式		100,900		
T S B 式		81,800		
B-5	差 込 式	46,700		
	有 窓 式	70,400		

(注)

- 1 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 9,550 21,400 5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,300 12,600 14,700 7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,100 12,400 14,400 4,950	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A-2	皮 革	4,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A-3	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義 足 用	B-1	皮 革	7,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B-2	皮 革	5,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・フェルト	9,700	
		シリコーン	44,000	
	B-3	皮 革	6,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
		皮革・フェルト	10,700	
	シリコーン	47,400		
	B-4	皮 革	4,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,750	
皮革・軟性発泡樹脂		7,200		
皮革・フェルト		8,350		
シリコーン		38,100		
B-5	皮 革	4,700		
	軟 性 発 泡 樹 脂	7,550		
	皮革・軟性発泡樹脂	8,200		
(注)				
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。				
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上 腕 義 手 用	11,500	
前 腕 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大 腿 義 足 用	17,300	
下 腿 義 足 用	11,400	
(注)		
1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。		
2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,000	
		8字ハーネス一式	8,300	
9字ハーネス一式		5,350		
上腕カフ(三頭筋パッド)		5,400		
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	16,000	価格は1本当たりのものであること。
	大 腿 義 足 用	シレジアバンド一式	7,750	
		肩吊り帯	6,750	
		腰バンド	9,250	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	
	下 腿 義 足 用	腰バンド	9,300	
		横吊帯	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		P T B カフベルト一式	9,250	
(注)				

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0～14歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備 考	
下肢装具	股 装 具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 軟 性 布を主材料としたもの</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>		
	先 天 股 脱 装 具	<p>先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>				障害児に限る。
	内反足装具	<p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型</p>				

	<p>詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子</p> <p>両側の足部を横棒によって結ぶもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 足底板型 <ul style="list-style-type: none"> アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型
長下肢装具	<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C 硬 性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>D X脚又はO脚（障害児に限る。）</p>
膝 装 具	<p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬 性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>C スウェーデン式</p> <p>D 軟 性</p> <p>布を主材料としたもの</p>
短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C S型支柱</p> <p>下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>D 鋼線支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね</p> <p>下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする</p> <p>こと。</p> <p>F 硬 性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 支柱付き <p>金属の支柱と半月によって補強</p>

	<p>顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。</p>

	<p>されたもの</p> <p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	
ツイスター	<p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>	
足底装具	<p>足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <p>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>2 採寸によって製作されたもの</p> <p>B メタターサルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補 高</p> <p>1 2 c m未満</p> <p>2 2 c m以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>	<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。</p> <p>スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p> <p>ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p>
靴型装具	<p>医師の処方に基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップアーの付いたもの</p> <p>A 長 靴</p>	<p>靴型装具の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外

		<p>下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 側革が果部より低いもの</p>			
体幹装具	頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕（障害児に限る。）</p>			反足の矯正用)
	胸椎装具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟 性</p>			高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	腰椎装具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟 性</p>			ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙腸装具	<p>骨盤を含むもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性（頸椎装具に準ずる。）</p> <p>C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの</p>			オスグッドブレイス、コールドウェイトプレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。

		<ul style="list-style-type: none"> 1 芯のあるもの 2 芯のないもの 		
	側弯症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの <ul style="list-style-type: none"> 1 金属枠 2 硬 性（仙腸装具に準ずる。） 3 軟 性（帯状のものを含む。） 		
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの B 硬 性 陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 <ul style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 分娩麻痺用（障害児に限る。） 		
	肘 装 具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <ul style="list-style-type: none"> A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 <ul style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 		
	手関節背屈保持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの 		

	<p>B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP 伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p>
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>
MP 屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP 伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	<p>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A パネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベ	P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの

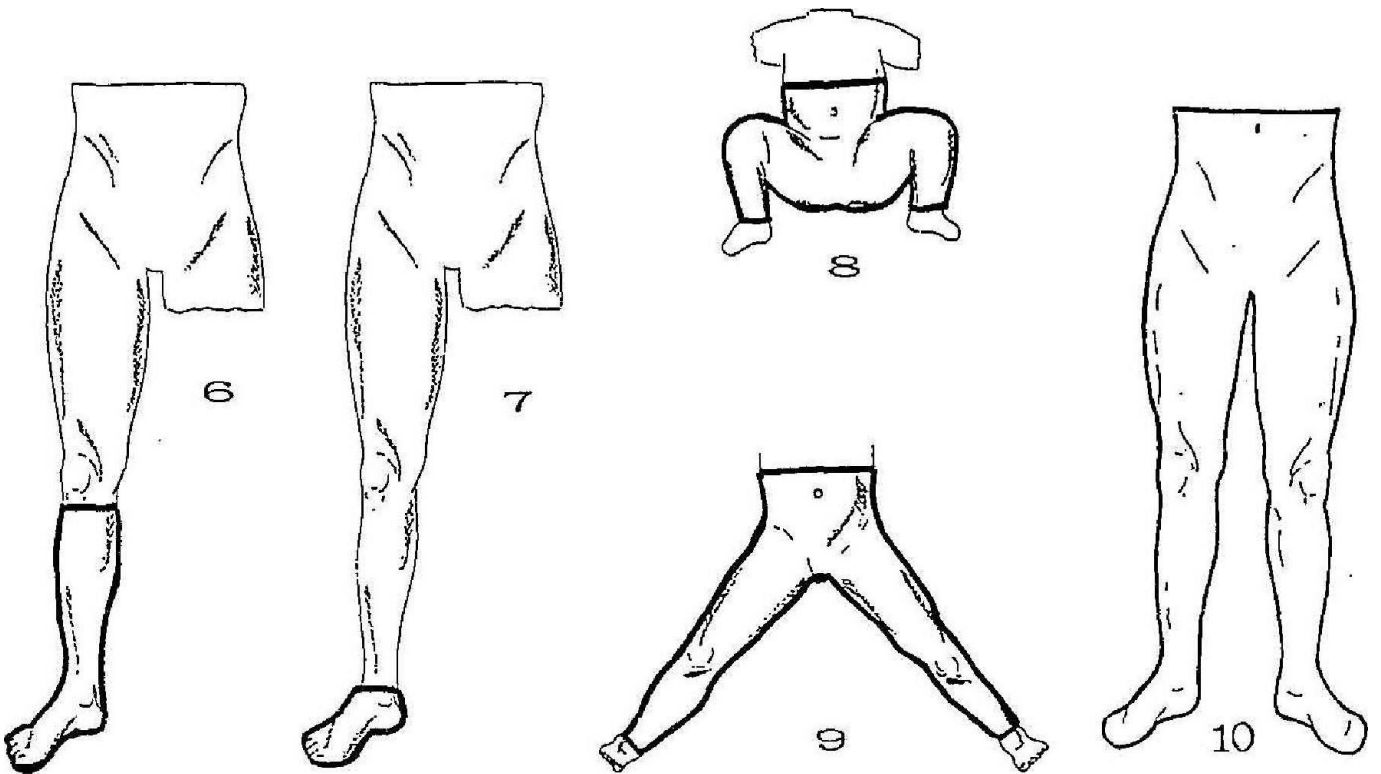
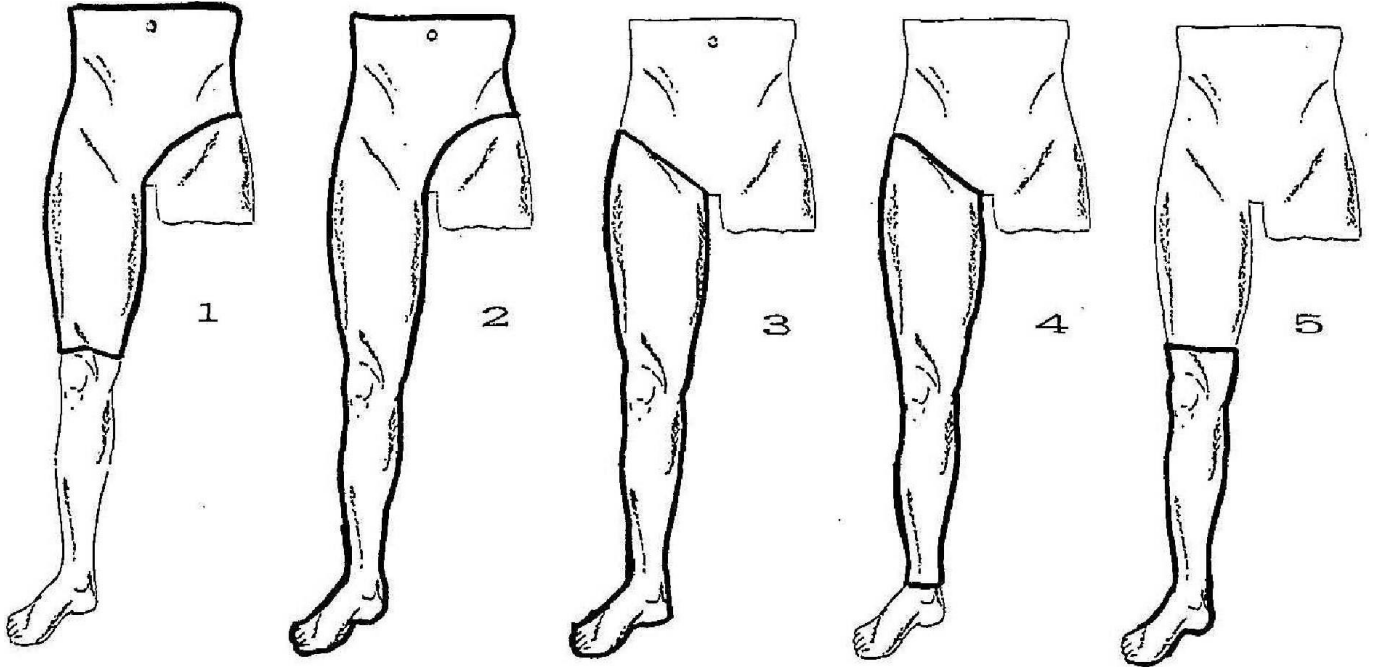
ンダー)		
B F O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの	付属品として車椅子を加えることができること。

ア 基本工作法

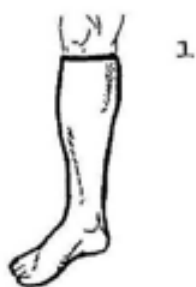
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム: 曲げ加工、組立て及び調整 モールド: プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

イ 採型区分

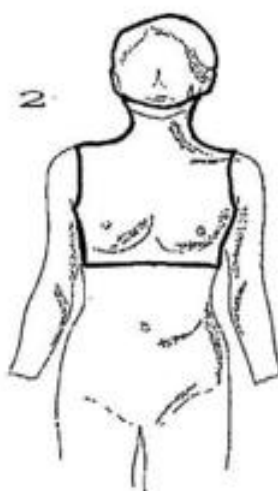
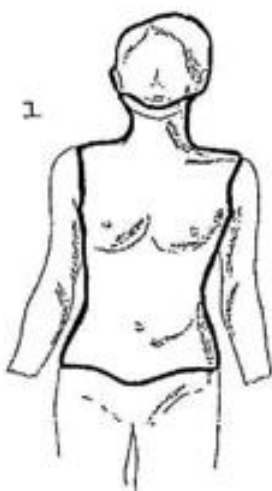
A 下肢装具



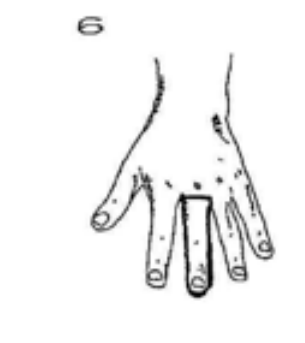
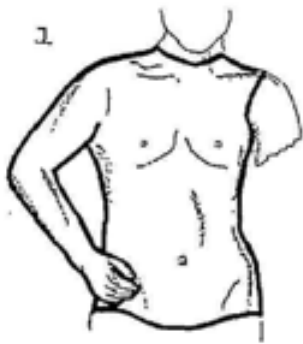
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A - 1	26,300	8,050	
	A - 2	40,500	15,800	
	A - 3	29,800	15,200	
	A - 4	19,200	7,700	
	A - 5	17,600	7,450	
	A - 6	16,000	7,300	
	A - 7	11,600	6,300	
	A - 8	22,300	7,950	
	A - 9	24,000	8,050	
	A - 10	50,800	14,800	
靴型装具用	B - 1	16,000	7,300	
	B - 2	11,600	6,300	
体幹装具用	C - 1	30,900	8,450	
	C - 2	24,100	7,800	
	C - 3			
	(金属枠、硬性)	23,600	7,300	
	(軟性)	7,300	7,300	
	C - 4			
	(金属枠、硬性)	20,200	7,150	
	(軟性)	7,200	7,150	
C - 5	(金属枠、硬性)	17,800	6,950	
	(軟性、骨盤帯)	6,950	6,950	
上肢装具用	D - 1	32,200	8,550	
	D - 2	17,500	7,450	
	D - 3	15,900	7,200	
	D - 4	14,100	7,000	
	D - 5	11,300	6,400	
	D - 6	8,500	4,550	

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。
- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
 (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
 (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定 式	6,200	
	遊 動 式	7,350	
膝 継 手 (片 側)	固 定 式	6,050	
	遊 動 式	6,600	
	プラスチック継手	14,000	
足 継 手 (片 側)	固 定 式	5,100	
	遊 動 式	6,000	
	プラスチック継手	10,400	

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,550	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿コルセット	15,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,700	
	2 熱可塑性樹脂	10,600	
下腿支持部	A 半月	4,350	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,700	
	2 下腿コルセット	12,200	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23,900	
	2 熱可塑性樹脂	9,000	
足 部	A あぶみ	2,450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。
	B 足部		
	1 皮革等		
	大	13,600	
	小	7,100	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	14,100	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,800	
	C 標準靴	830	標準靴は、完成用部品を加えることができること。
(注)			
1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			
2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。			
3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。			
4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。			
5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。			
6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができるとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。			
(1) 大腿支持部 54,000円			
(2) 下腿支持部 54,100円			
(3) 足部のモールド 39,300円			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	16,100	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。 バネ式又はゴム式を含むものであること。
	軟 性（支柱なし）	7,400	
キャリパー		18,600	
ツイスター	軟 性	5,350	
	鋼製ケーブル	3,250	
デニスブラウン		2,550	
膝当て		4,400	
T・Yストラップ		5,050	
スタビライザー		17,200	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
伸展・屈曲補助装置		4,450	
補高足部		48,700	
足底裏革（すべり止め用）		1,850	
高さ調整		3,600	
内張り	大腿部	2,050	
	下腿部	1,650	
	足 部	1,250	

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,000	
フォンローゼン型		14,200	
パチェラー型		29,800	
ローレンツ型	A モールド	16,100	
	B モールドフレーム		
	1 固定式	24,500	
	2 調節式	26,300	
ランゲ型		36,300	
(注) 継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	41,500	
	特 殊 靴	51,400	
チャッカ靴	整 形 靴	42,900	
	特 殊 靴	53,500	
半 長 靴	整 形 靴	44,200	
	特 殊 靴	55,500	
長 靴	整 形 靴	47,000	
	特 殊 靴	61,300	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- 2 オの完成用部品を加えることができない。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	
マジックバンド（裏付き）		1,500	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
	ウェッジヒール	3,500	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,550	
	デンバーバー トーマスバー メイター半月バー メタターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し	3,500	

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き	39,800	モールドのサンドイッチ構造は、18,500円増しとすること。

	2 支柱なし	30,700	
	B フレーム	29,700	
	C カラー		
	1 あご受けあり	14,300	
	2 あご受けなし	11,500	
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増しとすること。
	1 支柱付き	40,200	
	2 支柱なし	29,300	
	B フレーム	41,700	
	C 軟 性	24,500	
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増しとすること。
	1 支柱付き	26,900	
	2 支柱なし	19,900	
	B フレーム	33,700	
	C 軟 性	19,100	
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増しとすること。
	1 支柱付き	21,700	
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
	C 軟 性	17,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮 革（補強材を含む。）	43,200	側弯症装具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド	3,100	
側弯症装具付属品	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	

	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
	胸郭バンド（プラスチック製）	17,900	
内 張 り	頸椎支持部	3,300	
	胸椎支持部	4,100	
	腰椎支持部	3,700	
	仙腸支持部	2,200	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 式 (片側)	6,100	
	B 遊 動 式 (片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定 式	4,350	
	B 遊 動 式	4,350	
	C プラスチック継手	11,300	
手 継 手 (片 側)	A 固 定 式	3,600	
	B 遊 動 式	7,150	
	C プラスチック継手	10,000	
	D 鋼線支柱	6,750	
M P 継 手	A 固 定 式	4,400	
	B 遊 動 式	4,850	
I P 継 手	A 固 定 式		
	1 金属 (アルミニウム)	2,700	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,150	
	B 遊 動 式	3,650	
	C 鋼線支柱	1,900	
(注)			
1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。			
2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。			
3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。			

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	16,100	
	B フレーム	15,900	
上 腕 支 持 部	A 半月	4,050	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増しとすること。
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,700	
	2 上腕コルセット	9,350	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,800	
前 腕 支 持 部	A 半月	4,200	モールドのサンドイッチ構造は、7,250円増しとすること。
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,800	
	2 前腕コルセット	7,500	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,400	
手 部 背 側 パ ッ ド	A モールド	2,500	
	B フレーム	2,400	
手 掌 パ ッ ド	A モールド	3,900	
	B フレーム	4,550	
(注) 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド フレーム	2,750 4,000	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,350 1,850	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1,250 1,100 970	
(注)			
1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。			
2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。			
3 内張りは、モールドの場合に限ること。			

オ 完成用部品

商品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考	
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。	
		硬 性	3		
		軟 性	2		
	長 下 肢 装 具		3		
		膝 装 具	両 側 支 柱		3
	短 下 肢 装 具		硬 性		3
			スウェーデン式		2
			軟 性		2
			両 側 支 柱		3
		ツ イ ス タ ー	片 側 支 柱		3
			S 型 支 柱		3
			鋼 線 支 柱		3
			板 ば ね		3
			硬 性 (支柱あり)		3
			硬 性 (支柱なし)		1.5
	足 底 装 具	軟 性	2		
鋼 索		3			
		1.5			
靴型装具			1.5		
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3		
		硬 性	2		
		カ ラ ー	2		
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3		
		硬 性	2		
		軟 性	1.5		
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3		
		硬 性	2		
		軟 性	1.5		
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3		
		硬 性	2		
		軟 性	1.5		
		骨 盤 帯	2		
	側 弯 症 装 具	ミルウォーキー型	2		
金 属 枠		2			
硬 性		1			

		軟 性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両側支柱	3
		硬 性	3
		軟 性	2
	手関節背屈保 持装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲補助 装具		3
	MP伸展補助 装具		3
	指 装 具		3
B F O		3	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1.5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

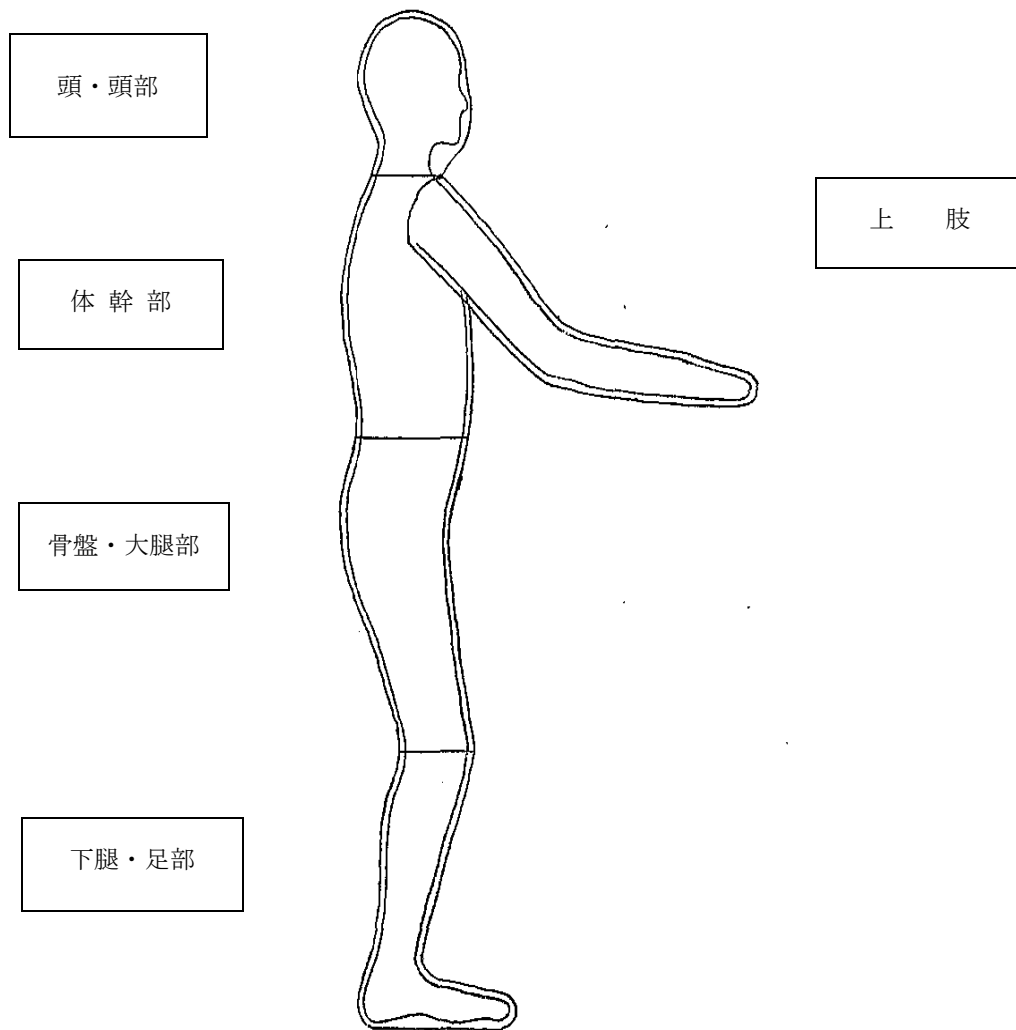
(4) 座位保持装置

種 目	使用要素・部品及び工 作 法	価 格	耐用年数 年	備 考
座 位 保 持 装 置	<p>座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。</p> <p>アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。</p> <p>成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。</p> <p>過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。</p>	<p>イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。</p>	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価格		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢(片側)	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部(片側)	1,950		
(注) 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせるとして基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え（片側）	3,500	
	前腕・手部支え（片側）	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え（片側）	2,600	
足部	足台（片側）	2,650	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	3,350	
	腰部（片側）	2,500	
	膝部（片側）		
	足部（片側）		
遊 動	腰部（片側）	3,600	
	膝部（片側）		
	足部（片側）		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	
(注) 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。 4 別表2の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装			

具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	
(注)		
<p>1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。</p> <p>2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。</p> <p>3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。</p> <p>4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、別表2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、別表3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。</p>		

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		14,000	表面クッション張りは4,200円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200	
	肘パッド (片側)	2,700	
	縦型グリップ (片側)	3,300	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	肩パッド (片側)	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド (片側)	3,650	
	腰部パッド	4,300	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650	
	臀部パッド	4,400	
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750	
	外転防止パッド (片側)	2,700	
	膝パッド (片側)	4,050	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	3,050	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350	
	腕ベルト (片側)	2,000	

	手首ベルト (片側)			
	胸ベルト 骨盤ベルト	4,100		
	股ベルト	4,400		
	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)	2,200		
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300円加算できること。	
	上肢 (片側)	1,550		
	体幹部	平面形状型		3,250
		モールド型		9,700
		シート張り調節型		3,900
	骨盤・ 大腿部	平面形状型		3,250
		モールド型		9,700
		シート張り調節型		3,900
	下腿部 (片側)	1,550		
足 部 (片側)	1,550			
内張り	アームレスト (片側)	1,750		
	テーブル	4,200		
体圧分散補助素材	頭部	3,800		
	上肢 (片側)	1,900		
	体幹部	8,750		
	骨盤・大腿部	8,750		
	下腿部 (片側)	1,900		
	足部 (片側)			
キャスター		1,550	多機能キャスターは930円加算できること。	
その他	介助用グリップ (片側)	3,050		
	ストッパー	4,450		
	高さ調整用台座	19,200		
(注)				
1 各種類1個 (本) 当たりの額とすること。				
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。				

(オ) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	3,250	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	2,050	
前後調節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	3,300	
	足部支持部（片側）	2,000	
角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	2,550	
	内転防止パッド	7,100	
開閉機構	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	2,550	
(注)			
1 それぞれを1単位とすること。			
2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考	
5 視 覚 障 害 者 安 全 つ え	普 通 用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹 脂 又は高力アルミ ニ ウム合金 外装—白色又は黄色の 塗 装若しくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とし た場合は410円 増しとするこ と。 (2) 全面夜光材付 とした場合は 1,200円増しと すること。 (3) フラッシュラ イト付とした場 合は1,650円増 しとすること。 2 ベル付とした 場合は1,650円 増しとするこ と。 3 主体木材でポ リカーボネート 樹脂被覆付とし た場合は 1,450 円増しとするこ と。 4 ゴムグリップ 付とした場合は 660円増しとす る こと。	
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650			
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5		
	携 帯 用	主体—繊維複合材料 石突及び外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式若し く はスライド式。	上と同じ。	4,400	2		
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700			
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4		
	身 体 支 持 併 用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用 と同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りた たみ式若しくは スライド式。	上と同じ。	3,800	4		
	6 義 眼	レディメイ ド	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品		17,000		2
		オーダーメ イド	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したも の。		82,500		

7 眼 鏡 (コンタクトレンズを含む。)	矯 正 用	レンズープラスチック又はガラス	6D未満		17,600	4	<p>価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。</p> <p>乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。</p> <p>遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。</p>		
			6D以上		20,200				
			10D未満						
			10D以上		24,000				
			20D未満						
		20D以上		24,000					
	遮 光 用	主材料は上と同じ	前掛式		21,500				
			掛けめがね式		30,000				
	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック			15,400				価格はレンズ1枚のものであること。
	弱 視 用	掛けめがね式			36,700				高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
焦点調整式			17,900						
8 点 字 器	標 準 型	A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチック製	点筆	A 10,400 B 6,600	7	価格は点筆を含むものであること。			
	携 帯 用	A 32マス4行、片面書 アルミニウム製 B 32マス4行、片面書 プラスチック製	点筆	A 7,200 B 1,650			5		
9 補 聴 器	高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① J I S C 5512	電 池 イヤモールド		41,600	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含む		

高度難聴用 耳かけ型	<p>－2000 による。</p> <p>90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が 125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p> <p>② J I S C 5512－2015による。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p>		43,900		<p>ものであること。</p> <p>身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。</p> <p>平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が</p>
重度難聴用 ポケット型	<p>次のいずれかを満たすもの。</p> <p>① J I S C 5512－2000による。</p> <p>90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。</p> <p>② J I S C 5512－2015による。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。</p> <p>その他は高度難聴用ポ</p>	電池 イヤモールド	55,800		
重度難聴用 耳かけ型	<p>その他は高度難聴用ポ</p>		67,300		

		ケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。				必要な場合は2,000円を加算すること。	
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力	電池 イヤモールド	87,000			
	耳あな型 (オーダーメイド)	制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	137,000			
	骨導式ポケット型	I E C 60118 - 9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100			
	骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000			
10	人工喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	気管カニューレ	5,000	4	気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとすること。
		電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	電池 充電器	70,100	5	価格は、電池又は充電器を含むものであること。
11	車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201 - 2006 又は J I S T 9201 - 2016 による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%
		リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		
		ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持し	上と同じ。	148,000		

	た状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。		
リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。 (折りたたみ式又は非折りたたみ式)	上と同じ。	A 82,700

の範囲内の額とすること。
じよくそう褥瘡のある者、
じよくそう褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フロテーションパッド（車椅子用）の支給を受けた者（ただし、耐用年数が超えている者を除く。）及び支給の申請をしている者については、クッションを付属品としないこと。
 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

		A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの		B 81,000	
	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000	
	ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000	
12 電 動 車 椅子	普通型 (4.5Km/h)	J I S T 9203-2006、J I S T 9203-2010又はJ I S T 9203-2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6 じよくそう 褥瘡のある者、 じよくそう 褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションの額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フロテーションパット（電動車椅子用）の支給を受けた者（ただし耐用年数が超えている者は除く。）及び支給の申請をしている者についてはクッションを付属
	普通型 (6Km/h)			329,000	
	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動動力走行・手動動力走行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他には車椅子の普	電動装置以外の車椅子の部分は支給基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる	A 157,500 B 212,500	

	通型に準ずる。			
リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500	
電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	444,400	
電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725,100	
電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	582,600	
電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	1,016,100	

品としないこと。
体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は、30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。
また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要

						な額を加算すること。	
13 歩 行 車	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		63,100	5		
	四 輪 型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600			
	四 輪 型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600			サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。 後方支持型のは21,000円増しとすること。
	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000			
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000			
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000			
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000			
14 収 尿 器	男 性 用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型		A 7,700 B 5,700	1	簡易型は採尿袋20枚を1組とする。	
	女 性 用	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の		A 8,500 B 5,700			

		採 尿管導尿ゴム管付				
人工膀胱用	回腸導管	採尿管と蓄尿管で構成し尿の逆流防止装置をつけるものとする（い		14,220		両面粘着シートを必要とする場合は修理基準の表に掲げる両面粘着シートの額を加算すること。
	尿管瘻用	ずれも膀胱摘出によるもの。）。		10,170		
	簡易型	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の蓄尿管で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製（膀胱摘出によるもの）	皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの	11,300	—	価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
15 ストマ用具		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部解放型の蓄尿管とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの	8,600	—	価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
16 歩行補助つえ	つえ	主体—木材（十分な強度を有するもの）	夜行材	2,200	3	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
		外装—ニス塗装				
	主体—軽金属 外装—塗装なし	3,000				
松葉づえ	松葉づえ	主体—木材（十分な強度を有するもの）	夜光材	A 3,300	2	
		脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革 又は布製のカバー		B 3,300		
	外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型					
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂		A 4,000 B	4	

		脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		4,500		
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、 鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板 握り部分 —アルミニウム鋳物及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,700	4	
	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	8,700	4	
	多脚 つえ	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 J I S T 9267—2020による。	夜光材	6,600	4	
	プラットフォーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4	
17	かつら			所轄局長が必要と認める額	—	
18	浣腸器付排便剤	「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に記載されているグリセリン浣腸液		薬価基準において定める額	—	6か月ごとに一括支給
19	床ずれ防止用敷ふとん	主材料—羊毛又はウレタン 既製品		44,300	—	

20	介助用リフター	移動式 (つり上げ装置、ヘッドシート付)		315,000	5	「電動式」を含む。
21	フローテーションパッド (車椅子・電動車椅子用)	主材料－高分子人工脂肪 構造－主材料（一層）及びウレタンフォーム（二層）による三層構造		31,300	3	主材料のみの場合は、1,300円減とすること。
		主材料－ポリマーゲル（高分子人工脂肪）又は液胞ゲル 構造－主材料をプラスチックフィルム等で包装した単層構造		51,600	4	
22	手動式	主 体－スチール及び木材		123,200	－	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。
	電動式	頭部及び脚部の傾斜角度の調整が電動で行えるもの		245,200		
23	文字等走査入力方式 重度障害者用意思伝達装置	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ（必要に応じて）身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。その他、障

					害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000	簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対し

					て伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000		生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
画像処理による眼球注視点検出力装置（スイッチ）によるもの	注視点検出ユニット、CCDカメラ、赤外線照射セット及びソフトウェアで構成されていること。		1,490,000		ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの（画像処理による眼球注視点検出力装置を用いるものを除く。）で、ごく小さな身体の動き（まばたき、呼吸等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。